

第 2 回「保護者のためのフィルタリング研究会」 子どもたちの携帯電話等のインターネット利用とフィルタリングについて

1 子ども被害の実態

(1) 危険性

- ・メールによる誹謗中傷やチェーンメール、掲示板やブログ・プロフでの悪質な書き込み。
- ・ネットやメールで知り合った他校の児童生徒同士のけんかや深夜徘徊、無断外泊。
- ・コミュニティサイトを通じて子どもたちが被害者や加害者になっている事例等。(裏面参照)

(2) 依存性

- ・1日のメール回数や使用時間は、学年が進むにつれて多くなる。
- ・友だちからのメールを気にして、携帯電話を手放せない姿、ブログやプロフへの書き込みやゲームサイトに夢中になり、夜、布団の中にまで持ち込む状況等。

(3) その原因・課題

「子どもが安易に携帯電話を所持」すること、そして「フィルタリングの設定率と内容」、また「家庭等での使用の状況把握やルールの不足」

2 教育委員会・学校における取組の現状

「小中学生の健やかな育ちには、原則としてケータイ（インターネット機能付）は必要ない」という基本姿勢をアピール（「持たせない」選択肢を考えていただく）、家庭の事情で持たせる場合は、使用時間・場所等の「家庭のルールづくり」と「フィルタリングの設定」を求める。

小学校段階からケータイ問題等の「情報モラル教育」、教員の意識改革を推進。

「携帯電話市民インストラクター」による保護者・地域住民等への啓発講座、携帯電話事業者の協力による小中学生等へのケータイ教室も実施。

青少年メディア研究協会による「子どものネット遊び場の危険回避システム(C I S S)」に参画。

3 今後の展望

「子どもの年齢に応じた携帯電話の開発と推奨制度の創設、きめ細かなフィルタリングの開発と導入促進」「携帯電話販売店での啓発資料」等を平成 22 年度の検討課題とする。(平成 22 年 3 月「子どもの携帯利用に関する連絡会議」(PTA 等市民団体、携帯電話会社も参画)で確認)京都府が青少年健全育成条例改正により「保護者のフィルタリング解除要件」「携帯電話事業者が契約時にインターネットの危険性等説明」の規定を検討しており、調整を図る。

京都府立大学と「いじめ語」検出による学校裏サイト監視支援システムを共同研究。

「子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例(仮称)」を平成 22 年度中に制定する中で、子どもの健やかな育成を阻むものに対する毅然とした対処を盛り込むことも検討。

4 フィルタリングへの期待・要望

子どもの年齢・発達に応じたフィルタリングのバリエーション、各家庭の希望する設定(カスタマイズ)が容易になること。それを促進する携帯電話事業者等によるPR・料金割引制度など。

<参考> (子どものケータイ利用関係・京都市教育委員会)

本市におけるトラブル例

- 部活メンバーの一人に本人やその家族を中傷する内容や「死んでください」「49564219 (至急殺しに行く)」などのメールをしつこく送る。
- 友だちのメールアドレスでなりすましメールによって女子に卑猥なメールを送る。
- 自分のメールアドレスを変えて「きもい」「調子に乗るな」などのメールを送る。
- 陰口がもれ、「あんた最低やな」と1人に対し、集団でメールを送りつける。
- 個室トイレで用をたしている所を写メールで数名の友だちに送る。
- 実名が分かるような誹謗中傷のチェーンメールを回す。
- 生徒会選挙で、「くんには投票しないように！」などと立候補者を誹謗する内容を後輩に送り、それがチェーンメール化する。
- 掲示板に実名入りで友だちや先生の悪口、学校の出来事などを書き込む。
- ある中学校の女子生徒がつくったブログが荒らされたことから、4校が絡むけんかに発展する。
- 「中学校 死ね。 も死ね。」と掲示板に実名で書かれ、その母親が苦情を学校に言う。
- デートで並んで歩いているところを友人に写真に撮られ、無断でブログに貼られる。
- ゲームサイトに載せていたプロフィールを勝手にコピーされ、他の人の悪口を書くことに利用される。
- いじめられやすい生徒の名を語り、好きな女の子の卑猥なことを書き込む。それをその女の子に見せ、「困ったことがあれば相談しろ」と言う。(自分の悪口も書いてカモフラージュ)

本市のこれまでの主な取組

- 「子どもの携帯利用に関する連絡会議」(平成19年11月設置。PTA等市民団体、携帯電話会社、校長会、府警も参画)において、フィルタリングの義務化・有害情報の排除等に向けた行動アピール(平成19年12月)
- 人づくり21世紀委員会(教育・福祉等の市内104団体)と京都市PTA連絡協議会が、子どもの携帯電話へのフィルタリング義務化を求める「署名」(3万7千筆)を衆参両院へ提出(平成20年3月)
- 各中学校区の地域生徒指導連絡協議会が、市内の携帯電話販売店(約150店)へ、子どもの携帯電話へのフィルタリング設定を要請(平成20年2~3月)
- 携帯電話利用に関する「アンケート調査」を児童生徒及び保護者対象に実施(平成19~21年度)(21年度調査結果概要別添)

京都市立学校「携帯電話に関するアンケート」(児童生徒対象)集計結果(概要)

本市における「携帯電話に関するアンケート」は、平成 1 9 年 1 0 月に小学 4 年生から高校生全員を対象に行った調査に続き 2 回目、今回は抽出(希望校)により実施。

今回の調査結果の主な特徴点は、次のとおり。

携帯電話の所持率について、1 9 年度調査と比較すると全校種において減少(小学生 29% 28% (-1)、中学生 67% 61% (-6)、高校生 95% 93% (-2))しており、本市のこれまでの啓発活動等の成果が見られる。一方で、小・中の本市の所持率は全国調査と比較して非常に高い。

1 日の携帯電話使用時間について、学年が進むにつれ特に女子で利用時間が増え、中 2 以上になると 30~40%が「2 時間~3 時間未満」「3 時間以上」と答えている。さらには、利用する場面についても、中高生になると「夜、布団に入っているとき」や「勉強中」が約 4 割を超えるなど、携帯電話への依存性の進行による、生活習慣の乱れ、家庭学習への影響が懸念される。

フィルタリングサービスについて、1 9 年度と比較すると、「している」が増加しており、京都市「子どもの『携帯』利用に関する連絡会議」からのアピールや地域生徒指導連合会(地生連)における京都市内の販売店へのフィルタリング導入への働きかけなどの成果が見られる。

1 趣 旨 京都市の子どもたちの携帯電話の利用実態を把握するとともに、平成 1 9 年 1 0 月に行った前回調査及び文部科学省による全国調査(平成 2 1 年 2 月公表、小 6、中 2、高 2 の抽出)と比較するなど、今後の各校における保護者啓発や生徒指導の取組の推進を図るための基礎資料とする。

2 実施時期 平成 2 1 年 6 月下旬~7 月中旬

3 調査対象 京都市立の小学校(4~6 年生)、中学校、高等学校、総合支援学校のうち、調査を希望する学校の児童生徒
(参加校：小学校 1 0 3 校、中学校 5 4 校、高等学校 1 2 校、総合支援学校 4 校)

4 有効回答数 計 4 3, 2 5 3 人(36,120 人) ()内は、地域性等を考慮し、全市集計に用いた回答数。
小学生：1 8, 2 5 1 人(14,372 人) 中学生：1 9, 2 4 0 人(15,986 人)
高校生(総合支援学校高等部を含む)：5, 7 6 2 人(5,762 人)

5 アンケート結果の概要

(1) 携帯電話の所持率

小中学生とも、学年が進むにつれて所持率が高くなっており、高校生では約 93%の生徒がケータイを所持している。特に小 6 中 1 で 1.5 倍(33% 51%)、中 3 高 1 で 1.3 倍(71% 93%)と、顕著な上昇がある。しかしながら、平成 1 9 年度調査と比較するとほとんどの学年で減少しており、本市のこれまでの啓発活動等の成果が一定見られる。

	21 年度調査	19 年度調査	増減
小学生	2 8 %	2 9 %	- 1 %
中学生	6 1 %	6 7 %	- 6 %
高校生	9 3 %	9 5 %	- 2 %

一方、全国所持率では、小 6 が 25%(本市 33%)、中 2 が 46%(62%)となっており、本市の数値は非常に高い状況。

(2) 1日のメール回数

中学生から高校1年生までのとりわけ女子の回数が多い状況であり、特に中2女子と中3女子の1日30回以上メールをする生徒が、約35%と非常に多い。

(3) 1日の携帯電話使用時間

学年が進むにつれ特に女子において利用時間が増えており、「2～3時間未満」、「3時間以上」と答えた生徒が、中2女子では38%、中3女子では42%、高2女子では40%となっている。

学校がある日の1日の携帯電話使用時間

使用時間	小6男子	小6女子	中2男子	中2女子	中3男子	中3女子	高2男子	高2女子
2～3時間	2%	5%	9%	38%	10%	16%	10%	18%
3時間以上	2%	5%	11%	25%	12%	26%	11%	22%
計	4%	10%	20%	38%	22%	42%	21%	40%

(4) 使用する場面

中高生になると4割以上が「自分の部屋で勉強などをしているとき」、5割が「夜、布団に入っているとき」によく使うと回答しており、生活習慣の乱れ、家庭学習への影響が懸念される。また、(2)、(3)の調査結果とあわせ、調査にあたってポイントとしていた携帯電話への依存性の問題が、顕著に示されている。

(5) 使用目的

中学生以上になるとインターネット利用が増加しており、特に中2～高3女子にプロフ・ブログ・掲示板を見たり、書き込む生徒が多く見受けられる。また、中3～高1女子は3割近く、高2～高3女子の4割近くが自分のブログを公開し、中3～高2女子の2割以上が自分のプロフを公開している。

(6) トラブル被害等

チェーンメールを送られる被害(中65%、高56%)と、それを友達に送ってしまうケース(中22%、高18%)が多い。また、「掲示板等で悪口を書かれた」「しつこくメールを送られた」という被害が、中2以上の女子生徒で多くなっている。

(7) フィルタリングサービス

19年度と比較すると、「している」が増加しており、「子どもの『携帯』利用に関する連絡会議」からのアピールや地生連における京都市内の販売店へのフィルタリング導入への働きかけなどの成果が見受けられる。21年4月施行の「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」により、携帯電話各社が18歳未満のユーザーに対して、フィルタリングサービスを行うようになったことも大きな要因である。

	21年度調査	19年度調査	増減
小学6年生	36%	29%	+7%
中学2年生	40%	18%	+22%
高校2年生	25%	12%	+13%

(8) 使用にあたって保護者との「約束事」

「約束事」をしている児童生徒の割合について、女子のほうが高い傾向にあるが、男子と比べ携帯電話の使用時間が長く、問題行動の加害や被害も多い。このことから、ルールが守られていない状況が多いことも考えられる。また、19年度と比較すると、「特に決まりがない」と答えた生徒は、中学生・高校生では減少(中47% 34%、高64% 52%)しているが、小学生で増加(28% 32%)しており、いずれの校種も全国平均を上回っている。

京都市立学校「携帯電話に関するアンケート」(保護者対象)集計結果(概要)

本市における保護者を対象とした「携帯電話に関するアンケート」は、初めての実施となる。

(児童生徒調査は平成 19 年 10 月と平成 21 年 7 月の 2 回実施)

今回の調査結果の主な特徴点は、次のとおり。

「家族間で連絡がとれる」、「持たせていると安心できる」といった理由で、安易に子どもに携帯電話を持たせている保護者が多いうえ、家庭でのルールを設定していなかったり、子どもが認識していないルールを設定したつもりになっている保護者が多い。

子どもたちの携帯電話の使用状況を把握できていない保護者が多い上に、2 時間を超えるような使用を認識している保護者も多く、子どもの長時間使用を把握していても対処できていない実態が見受けられる。

フィルタリングは、7 割程度の保護者(小学校)が「設定」又は「インターネットを利用できない機種等の活用」等を行っている一方、解除する最大の理由が「子どもを信頼している」を挙げており、フィルタリングの有効性や携帯電話の危険性を一層啓発する必要がある。

1 趣 旨 京都市の子どもたちの携帯電話利用に関する保護者の意識を把握するとともに、平成 2 1 年 7 月に行った児童生徒調査及び文部科学省による全国調査(平成 2 1 年 2 月公表、小 6、中 2、高 2 の抽出)と比較するなど、今後の各校における保護者啓発や生徒指導の取組の推進を図るための基礎資料とする。

2 実施時期 平成 2 1 年 1 1 月～1 2 月

3 調査対象 京都市立小学校及び京都市立中学校のうち、児童生徒調査(平成 21 年 7 月実施)実施校から抽出した学校の小学校 4 年生から中学校 3 年生の児童生徒の保護者(抽出校：小学校 3 2 校、中学校 1 7 校)

4 有効回答数 計 1 0 , 0 3 1 人 (小学校 5 , 1 0 5 人、中学校 4 , 9 2 6 人)

5 アンケート結果の概要

(1) 携帯電話に関する保護者の学習機会

全国調査との比較では、「学校から配布された啓発資料で知った」割合が高く、本市の啓発活動の効果が出ていると思われる。一方、「保護者会・P T A 等で説明を受けた」、「学校だより等の記載で知った」という割合が低く、学校・P T A 等を通じた働きかけの一層の充実が求められる。

また、「購入時に店員から説明を受けた」割合は約 1 割でしかなく、携帯電話購入時の啓発方法については、携帯電話会社を巻き込む形で検討する必要がある。

(2) 子どもに携帯電話を持たせた理由

小学校では、「家族間でいつでも連絡がとれる」、「塾や習いごとを始めさせた」、「持たせていると安心できる」割合が高くなっており、「保護者の都合による携帯電話の購入が多くなっている」傾向が見られる。

また、中学校では、「友だちとのつきあいに必要」、「進学や進級のお祝い」、「子どもからせがまれた」という子どもからの要求への安易な容認も加わることで、「中学生の携帯電話所有率上昇につながっている」と思われる。

(3) 子どもの携帯電話の使用内容の把握

全学年・性別において、保護者が考えているほど子どもたちはゲームをしておらず，保護者が子どもの携帯電話の使用内容を十分把握できていない状況が明らかとなった（児童調査から，最も多いのはメール）。また，ほぼ全学年・性別で保護者が認識しているよりも子どもたちは携帯電話による被害を受けており，学年が進行するにつれて認識の差が大きくなる傾向が見られる。

(4) 子どもの携帯電話の使用時間の把握

全学年とも，保護者が認識しているよりも子どもたちの使用時間は長い。小学校では、「ほとんど使わない」児童は保護者が考えている約半数でしかない。その一方で，中学校では，多くの保護者が子どもたちの長時間使用を認識している状況が明らかとなった。

	小6男子		小6女子		中2男子		中2女子	
	保護者	児童	保護者	児童	保護者	生徒	保護者	生徒
ほとんど使わない	69%	36%	46%	23%	25%	17%	10%	9%
2～3時間	0%	2%	2%	7%	7%	9%	10%	13%
3時間以上	0%	4%	1%	7%	5%	11%	15%	25%

(5) 家庭のルール

全学年とも「特にルールはない」と認識している児童生徒の割合は，保護者の2倍近くで，家庭で実際にはルールがあるのにもかかわらず，認識していない子どもが多いことが明らかとなった。

具体的なルールでも，「インターネット機能の禁止・制限」の項目では，小中学校とも認識している児童は保護者の約半数でしかない。

また，小中学校とも「特にルールはない」割合が全国平均より高い一方，具体的なルールもほとんどが全国平均を下回っており，今後の保護者啓発のあり方が大きな課題である。

	小学校		中学校	
	保護者	児童	保護者	生徒
特にルールはない	18%	32%	19%	34%
インターネット機能の禁止・制限	50%	27%	51%	23%

(6) フィルタリングサービス

小学校では，フィルタリングを「している」か「インターネットを利用できない機種・設定にしている」家庭が，各学年とも約70%を占め，児童生徒調査の結果を大幅に上回る結果となった。

全国調査との比較では，「していない」割合は低いものの，中学校で「していたが解除した」割合が若干高い点が気になるところである。

また，フィルタリングを不設定・解除した理由としては，「子どもを信頼している」割合が小学校6年生から大幅に増加し，「特に必要を感じない」とともに全国平均を上回っており，フィルタリングの有効性や携帯電話の危険性が十分認識されていない現状が見られる。

(7) 子どもに携帯電話を持たせない理由・持たせる予定時期

「特に必要を感じない」の割合は，ほぼ全学年の約8割以上である中，中学校女子は学年が進むにつれて大きく減少している。一方，「家族共有の電話がある」ために持たせていない割合は，中学校で男子よりも女子の方が大幅に高くなっている。さらに，購入予定時期を「中学校卒業時」と回答した割合は中学校3年生女子が51%と突出しており，中学校女子の日常生活に携帯電話が重要な要素となっていることを表している。